

§ 4 . 運搬マニュアル

1 . マニュアルの方針

- 1-1 廃棄物の運搬工程においては、交通安全、環境負荷低減及び汚染拡散防止に配慮することが必要とされる。したがって、それらに配慮した運搬手順等が具体的に示されたマニュアルとする
- 1-2 本マニュアルは、交通安全、環境負荷低減及び汚染拡散防止に配慮することを目的として、運搬車両、運搬時間、運搬ルート、運搬手順、管理方法等について定めるものである。
- 1-3 本マニュアルは、必要に応じて適宜見直すものとする。

【解説】

本マニュアルは、廃棄物が適正かつ安全に運搬されるよう、撤去現場から受入先までの運搬方法等について定めたものである。

本マニュアル適用後に各種法規制の改正や道路工事等により道路事情が変更になった場合は、それを反映して適宜見直しを図るものとする。

2. マニュアルの適用範囲

2-1 (適用工程)

本マニュアルの適用範囲は、一次撤去事業の運搬工程とする。運搬工程は、場外運搬と場内運搬に分かれるものとする。

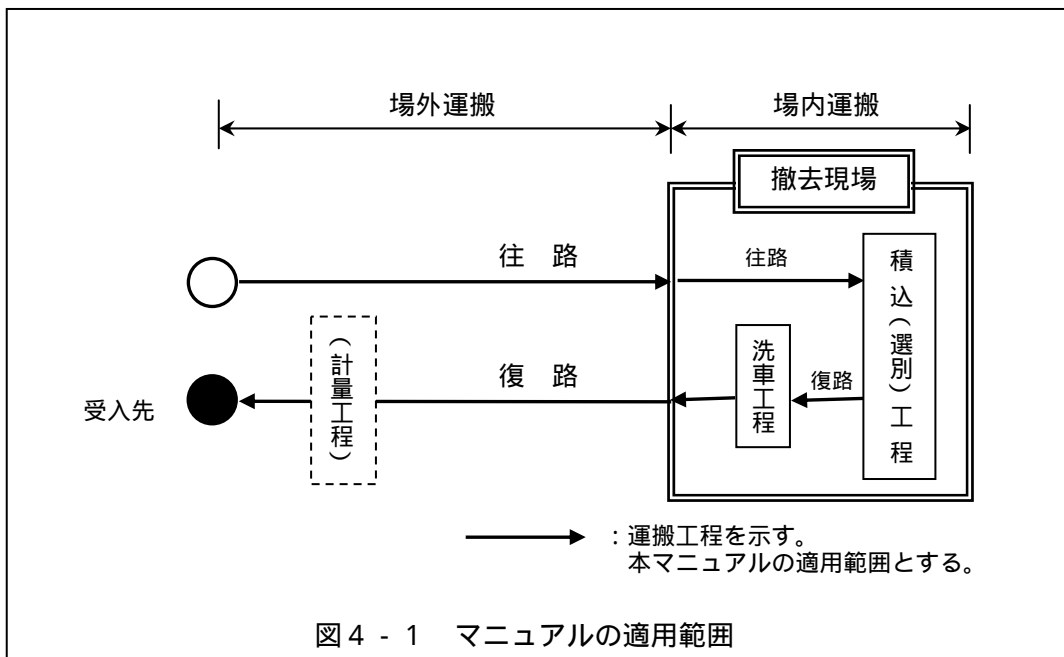
2-2 (適用対象主体)

本マニュアルは、運搬グループ及び全体管理グループを対象としたものである。

【解説】

(適用工程)

本マニュアルの適用範囲を図4-1に示す。



3．運搬車両

3-1（廃棄物運搬車両の登録）

廃棄物運搬車両は、撤去廃棄物の性状毎に定められた仕様を満足する車両とし、事前に登録された車両でなければならない。

3-2（廃棄物運搬車両登録証）

「廃棄物運搬車両登録証」を廃棄物運搬車両に常に携帯しなければならない。

「廃棄物運搬車両登録証」は、登録された車両と運転者を確認するものである。

3-3（車両識別シート）

産業廃棄物運搬車両であることが容易に識別できるようにするため、車体に鮮明な色のマグネットシートを貼り付ける。

【解説】

（廃棄物運搬車両の登録）

廃棄物運搬車両は事前登録を必要とし、廃棄物運搬車両の仕様は、運搬中の廃棄物流出・飛散防止を図るため、密閉型の車両とし、「道路運送車両法」の基準の他、別途定める「廃棄物運搬車両仕様」に適合するものとする。

（廃棄物運搬車両登録証）

「廃棄物運搬車両登録証」には以下の項目を記載すること。

- ・運転者名
- ・生年月日
- ・性別
- ・血液型
- ・自動車登録番号（ナンバープレート）
- ・所属会社名
- ・廃棄物運搬車両登録番号

「廃棄物運搬車両登録証」は、緊急時等に運転者の確認に使用するものとし、常に外部から確認できるように運転席側のダッシュボードに置くこととする。

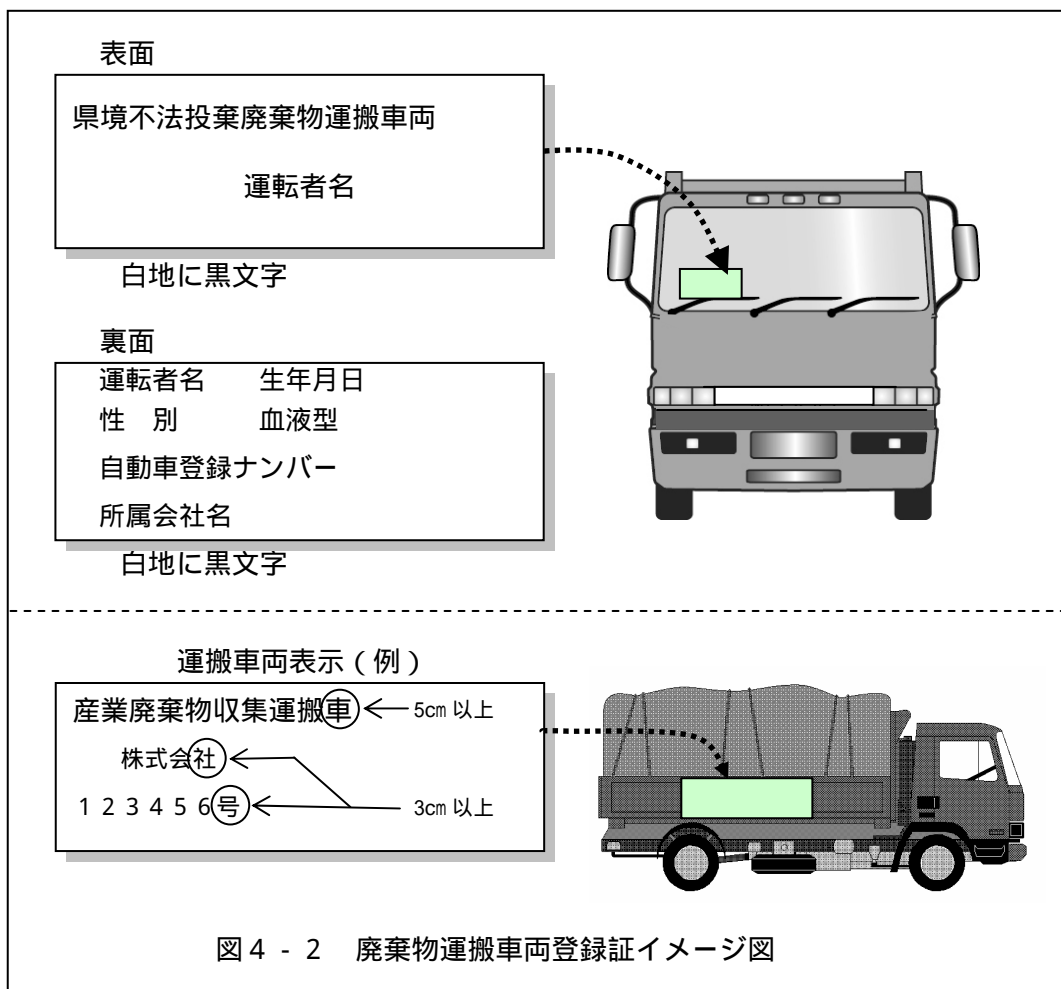
図4-2に「廃棄物運搬車両登録証」のイメージ図を示す。

（車両識別シート）

産業廃棄物運搬車両であることが容易に識別できるようにするため、車体の前面、側面及び後部に、鮮明かつ目立ちやすい色のマグネットシートに「県境不法投棄産業廃棄物運搬車両」と記入し貼り付ける。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定されている以下の項目についても、鮮明かつ目立ちやすい色のマグネットシートに記入し、車両の両側面に貼り付ける。さらに、マニフェストおよび運搬許可証の写しを携帯する。

- ・産業廃棄物を収集運搬している旨の表示（例：「産業廃棄物収集運搬車」）
- ・業者名
- ・許可番号（下6ケタ以上）



4．運搬車両のグループ化

4-1（グループ化）

廃棄物運搬車両を3～4台のグループに分け、グループ単位で運搬するものとする。

【解説】

（グループ化）

廃棄物運搬車両をグループ化し、運搬状況を適正にかつ効率的に管理する。

廃棄物運搬車両をグループ化し、事故時や故障時は、運転者同士で協力して応急処置を行うこととする。

複数台がまとまって走行することにより、一般運転者及び歩行者の注意喚起をする。

一定時間当たりの通行頻度を少なくすることより、できるだけ危険を少なくすることを目的とする。

運搬車両の走行に当たっては、グループ化を行う主旨を踏まえ、交通安全に配慮しながら各運搬車両が視認できる適切な車間距離を保つよう努めること。

5 . 運搬時間

5-1 (運搬時間)

国道 104 号線を走行する廃棄物運搬車両の運搬時間は、登校時間後とする。

5-2 (運搬日)

運搬日は原則として平日とする。

【解説】

(運搬時間)

国道 104 号線の運搬ルートの一部は、生徒の通学路となっている。そのため、運搬時間は登校時間後とし、原則午前 8 時 30 分以降とする。(表 4 - 1 (p4-6 参照))

期 間	平成17年4月～6月
-----	------------

表 4-1 廃棄物運搬タイムテーブル

運搬グループ車両		台数	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
青森方面	Aグループ 天蓋車	3										
	Bグループ 天蓋車	3										
	Cグループ 天蓋車	4										
	Dグループ 天蓋車	4										
	Eグループ タンク車	3										
	Fグループ タンク車	3										
昼休憩(選別場) 11:30～12:30							休憩					
八戸方面	Gグループ 天蓋車	3										
	Hグループ 天蓋車	4										

	運搬グループ	車両	台数	往路		現場	復路			備考
				国道104号 進入時間	現場到着予 定時間	積込・洗車 (1時間)	現場出発予 定時間	国道4号進 入予定時間	受入先到着 予定時間	
青森方面	Aグループ	天蓋車	3	8:30	9:00		10:00	10:40	13:30	現場～青森市内受入先 片道 約3時間30分
	Bグループ	天蓋車	3	9:00	9:30		10:30	11:10	14:00	
	Cグループ	天蓋車	4	9:20	10:00		11:00	11:40	14:30	
	Dグループ	天蓋車	4	9:50	10:30		11:30	12:10	15:00	
	Eグループ	タンク車	3	10:20	11:00		12:00	12:40	15:30	
	Fグループ	タンク車	3	10:50	11:30		12:30	13:10	16:00	
八戸方面	Gグループ	天蓋車	3	11:50	12:30		13:30	14:10	15:10	現場～八戸市内受入先 片道 約1時間40分
	Hグループ	天蓋車	4	12:20	13:00		14:00	14:40	15:40	

凡例

川守田交差点～現場	
積込・洗車(固形)	
積込・洗車(液状)	
現場～川守田交差点	
川守田交差点～青森市内受入先	
川守田交差点～八戸市内受入先	

6 . 場外運搬

6-1 (場外運搬ルート)

場外運搬の往路・復路は、規定のルートを走行するものとする。

場外運搬ルートとなる市町村には事前に周知しておくこととする。

場外運搬ルート受入先毎に図 4 - 4 (1) (2) (p4-15、4-16) に示す。

6-2 (運搬手順)

運搬手順は 場外運搬往路 (場内運搬) 場外運搬復路とする。

6-3 (常時点灯)

ライトの常時点灯を義務付けるものとする。

6-4 (交通法規)

交通法規を遵守する。

6-5 (誘導員の配置)

田子町内において、

- ・ 町道出口交差点 (町道茂市向線 ~ 県道 181 号)
- ・ 上郷小学校入口交差点 (県道 181 号 ~ 国道 104 号)
- ・ 小沼交差点 (国道 104 号 ~ 町道天神堂平小沼線)

の 3ヶ所に誘導員を配置する。

誘導員の配置位置は交通安全マップ (p4-17、18) に示す。

【解説】

(運搬手順)

場外運搬往路

運搬車両基地から撤去現場までとする。

場外運搬復路

撤去現場から中間処理施設までとする。

(交通法規)

道路交通法に定められている交通法規を遵守すること。

田子町内の国道 104 号の一部に 40km/h 制限の区間があるので、速度規制の切り替わり箇所に注意して、速度制限内の走行を厳守すること。

道路標識を確認すること。

詳細は交通安全マップ (p4-17、18) を参照すること。

7. 場内運搬

7-1 (場内運搬ルート)

撤去現場内の運搬ルートは「§ 1 . 全体管理マニュアル 図 1 - 3 場内施設配置図 (p1-7)」に示す。

場内運搬ルートのうち、積込待機ヤード～積込ヤード～洗車待機ヤードは、時計回りの一方通行とする。

7-2 (運搬手順)

運搬手順は 入場 積込待機 積込 洗車待機 洗車 退出とする。

7-3 (場内制限速度)

場内を走行するときは徐行する。

徐行速度は 10km/h 以下とする。

7-4 (運行経路確認)

車両の転倒・転落を防止するため、運行経路が必要な幅員が保持されていることを確認するとともに、地盤の不同沈下を防止し、路肩の崩壊を防止する。

7-5 (車内待機)

廃棄物運搬車両の運転手は、積み込みに係る指示等が必要な場合を除き、危険回避のため、積込ヤード及びその付近では車内で待機すること。

【解説】

(場内運搬ルート)

廃棄物運搬車両が場内で走行できるルートは、「§ 1 . 全体管理マニュアル 図 1 - 3 場内施設配置図 (p1-7)」に示すルートのみとする。

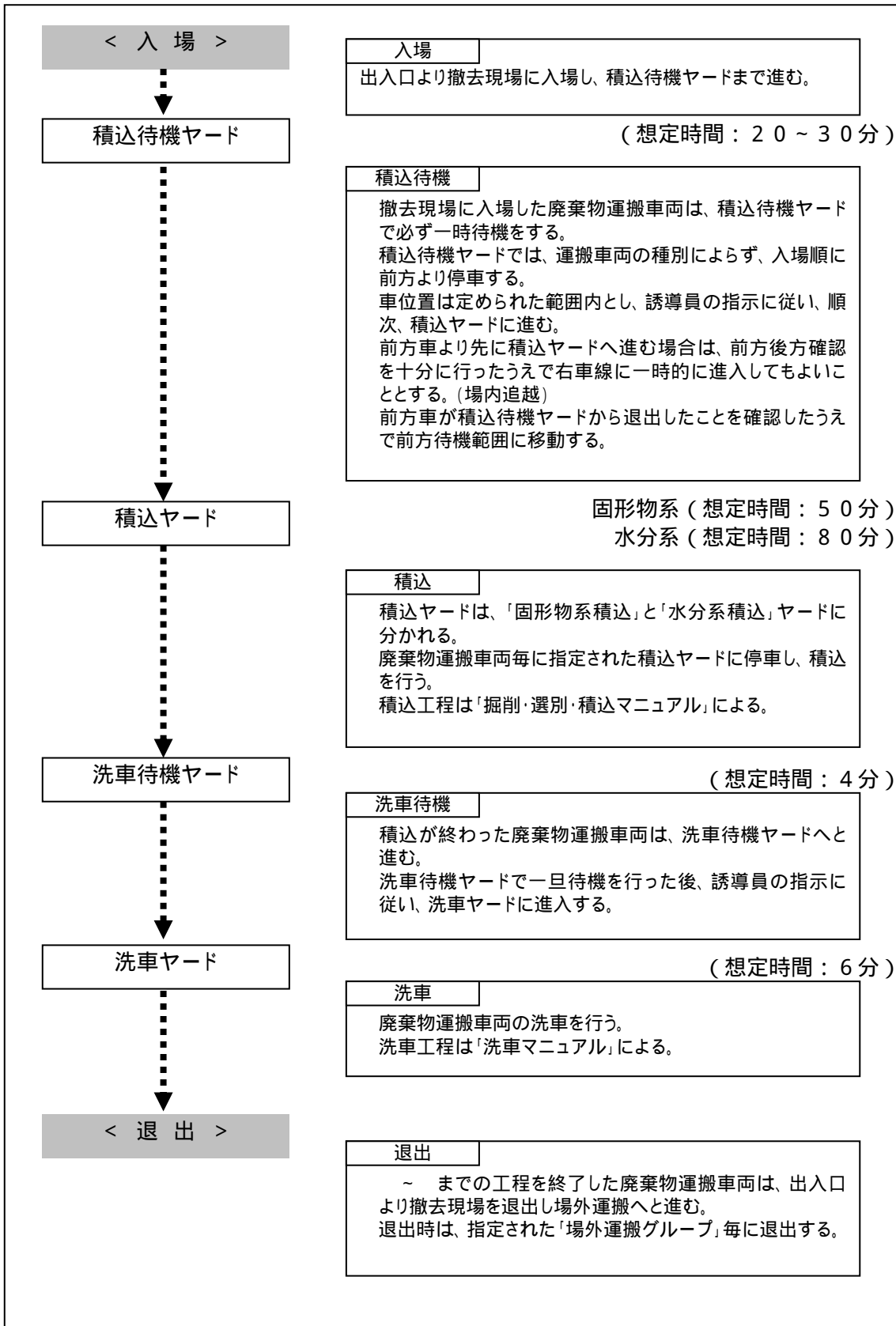
(緊急時及び現場監督員の指示のある場合を除く。)

場内運搬ルートのうち、積込待機ヤード～積込ヤード～洗車待機ヤードは、接触事故等をできるだけ防止する目的で、中間処理場を時計回りに回る一方通行としている。

2車線部のうち右車線は、追越車線及び管理車・緊急車走行車線とする。

(運搬手順)

場内運搬フロー図



8 . 管理体制

8-1 (連絡体制)

- ・ 運搬業者は運行管理センター（仮称）を設置する。
- ・ 運行管理センター（仮称）は、廃棄物運搬車両の運行状況を管理し、運搬ルート上の定点ポイントの通過状況を常に把握できる体制を整える。運行状況は、定期的に県境再生対策室へ報告する。
- ・ 運転者から運行管理センターへの報告及び緊急時の連絡には、固定電話、車載無線、携帯電話のうちから、利用しやすい方法を用いる。
- ・ 緊急時は運転者が運行管理センターへ連絡し、運行管理センターから県境再生対策室へ連絡する。
- ・ 緊急時の連絡体制は「§ 8 . 緊急時対応マニュアル」による。
- ・ 運転者は緊急時用に携帯電話を携帯する。
- ・ 運転者は、廃棄物の運搬中の飛散や流出を未然に防止するため、運搬の途中で積荷の状態を点検して異常のないことを確認し記録するとともに、運行管理センター（仮称）に報告する。

8-2 (運転者安全教育)

- ・ 廃棄物運搬車両の運転者は登録制とする。
- ・ 運搬業者は、運転者に対して、本マニュアルによる安全教育を実施し、それを受けたものが登録できるものとする。

8-3 (車両点検及び労働時間の管理)

- ・ 1日1回、運行開始前に車両の点検を行うものとする（日常点検）。
- ・ 整備不良による車両事故を未然に防ぐため定期的に整備点検を行う。
- ・ 運搬業者は、運搬車両の運行記録（タコメーター）により、適正な運行と運転者の労働時間管理を行う。

8-4 (過積載の防止)

廃棄物運搬車両の過積載は、車両の横転や車両事故、廃棄物の飛散・流出の原因となるため、過積載のないよう管理する。

8-5 (事故時の対応)

- ・ 運転手は、事故が起こったときは、負傷者の救助と二次被害の防止、汚染拡散防止を最優先とし、直ちに警察、消防に連絡し、運行管理センターに連絡する。
- ・ 運搬業者は、事故時に飛散・流出した廃棄物の回収が的確に実施できる体制を整備する。
- ・ 事故時の詳細な対応は「§ 8 . 緊急時対応マニュアル」による。

8-6 (荷台の立入等)

廃棄物を積載している運搬車両の密閉式荷台の内部には立ち入らないこと。また、清掃等のために荷台に立ち入る場合は、外気により十分に換気された後とすること。

【解説】

(連絡体制)

(1) 場外搬出ルート(青森)

定点ポイント(往路)		定点ポイント(復路)	
A 運搬車両基地	出発する時	C 撤去現場	出発する時
B 川守田立体交差点	通過した時	B 川守田立体交差点	通過した時
C 撤去現場	到着した時	D 受入先	到着した時 出発する時
		A 運搬車両基地	到着した時

報告時間は、午前11時、午後3時及び運搬終了時とする。

(2) 場外搬出ルート(八戸)

定点ポイント(往路)		定点ポイント(復路)	
A 運搬車両基地	出発する時	C 撤去現場	出発する時
B 相内パーキング	出発する時	D 受入先	到着した時 出発する時
C 撤去現場	到着した時	A 運搬車両基地	到着した時

報告時間は、午後2時及び運搬終了時とする。

(3) 報告者等

管轄する運行管理センターへの報告は、場外搬出ルート(青森)についてはA、C、Dのポイントから、場外搬出ルート(八戸)についてはA、B、C、Dのポイントから、グループ化している運搬車両の最後尾の運転者が行う。

各運行管理センターは、本マニュアルに示された時間までの運行状況について、それぞれ速やかにFAXで県境再生対策室へ報告する。

運転者は、緊急時に外部(警察・消防等)と連絡を取るため、携帯電話を携帯すること。

(事故時の対応)

事故時や故障時に、車載無線や携帯電話の通話エリア外であったり、固定電話が近傍にないために、無線や電話のいずれも使用できない場合は、グループの中の1台が最寄りの連絡可能な地点に速やかに移動し、無線または電話により連絡をする。

運行連絡体制フローを図4-3に示す。

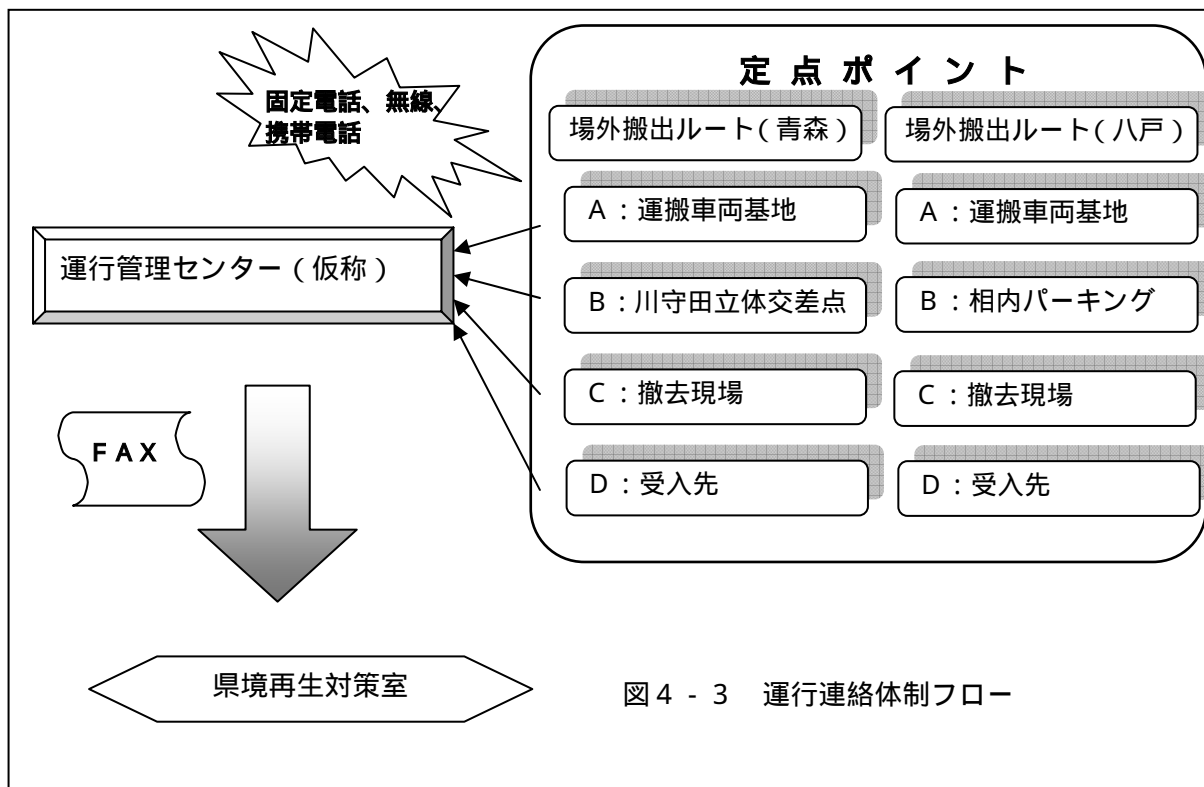


図4-3 運行連絡体制フロー

(日常点検及び定期点検整備)

日常点検は、灯火装置の点灯及び制動装置の作動等、目視等により点検をしなければならない。

点検項目を以下に示す。

- ・ブレーキペダル
- ・駐車ブレーキ
- ・エンジンのかかり
- ・エンジンの低速・加速の状態
- ・ウインド・ウォッシャ噴射状態
- ・ウインド・ウォッシャ液の量
- ・ワイパーのふき取り状態
- ・ブレーキ液の量
- ・冷却水の量
- ・エンジンオイルの量・汚れ
- ・バッテリー液の量
- ・ランプ類の点灯
- ・タイヤの空気圧
- ・タイヤの亀裂・損傷
- ・タイヤの溝の深さ

(国土交通省自動車交通局 自動車総合安全情報ホームページ日常点検推進項目より)

自動車の定期点検は、国土交通省令「自動車点検基準」に規定されている技術上の基準により実施しなければならない。

9 . その他配慮事項

9-1 (交通安全マップ)

特に交通安全に配慮すべき項目を整理し、交通安全マップ(p4-17、18)に示す。

交通安全マップには、

- ・通学路
- ・横断歩道
- ・バス停
- ・制限速度
- ・学校及び公共施設
- ・信号
- ・公園等の施設

が示されており、このエリアは特に注意して走行する。

9-2 (長期休暇)

学校の長期休暇中は、特に注意して走行する。

9-3 (アイドリングストップ)

運搬における一時停車中は周辺環境への影響を抑えるため、アイドリングストップを励行する。

9-4 (優先車両)

走行中は農耕車両を含む一般車両を優先とすること。

田子町内はスクールバス、定期バス、患者送迎バスが運行されているため、停留所付近や乗降者、バスの車両に注意すること。

9-5 (行 事)

行事開催中は、一般車両や観光客等が増加することが予想されるため、通常より特に注意して走行する。

9-6 (車間距離)

車間距離を十分にとって走行すること。

9-7 (急発進・急ブレーキ)

急発進・急ブレーキはしないこと。

9-8 (減速走行)

- ・集落内の歩道のない箇所や狭い箇所、見通しの良くないカーブや交差点、急な下り坂、また、運行時間と下校時間が重なる時間帯に通学路を走行する場合は、制限速度以下で走行している状態からさらに大きく減速すること。また、歩行者や自転車の側方を通過する時は徐行して走行すること。
- ・集落内の歩道の狭い箇所などで大型車とすれ違う際は、徐行又は一時停止するなど注意して走行すること。

9-9 (天候や路面状況への対応)

雨天時や路面が濡れている箇所は、速度を落とし、車間距離をとって走行すること。積雪や路面凍結がある場合またはそれらが予想される場合は、雪道用タイヤを装着するとともに、勾配やカーブが急な箇所や路面の状態に応じてタイヤチェーンを装着し、速度を十分に落とし、車間距離を十分にとって走行すること。

【解説】

(交通安全マップ)

交通安全マップは、撤去現場より、国道 104 号線、主要地方道二戸田子線を経て、国道 4 号線へ入るまでの区間で、特に交通安全に配慮すべき項目を示した地図である。

運転者は交通安全マップを熟知するとともに、常に携帯しておくこと。

(長期休暇)

田子町の小中高等学校及び三戸町斗川小学校の平成 17 年度長期休暇期間を以下に示す。18 年度以降の日程は確定ではないので、適宜連絡するものとする。

夏休み：7 月 22 日～8 月 23 日

冬休み：12 月 22 日～1 月 15 日

春休み：3 月 25 日～4 月 6 日

(平成 17 年度予定)

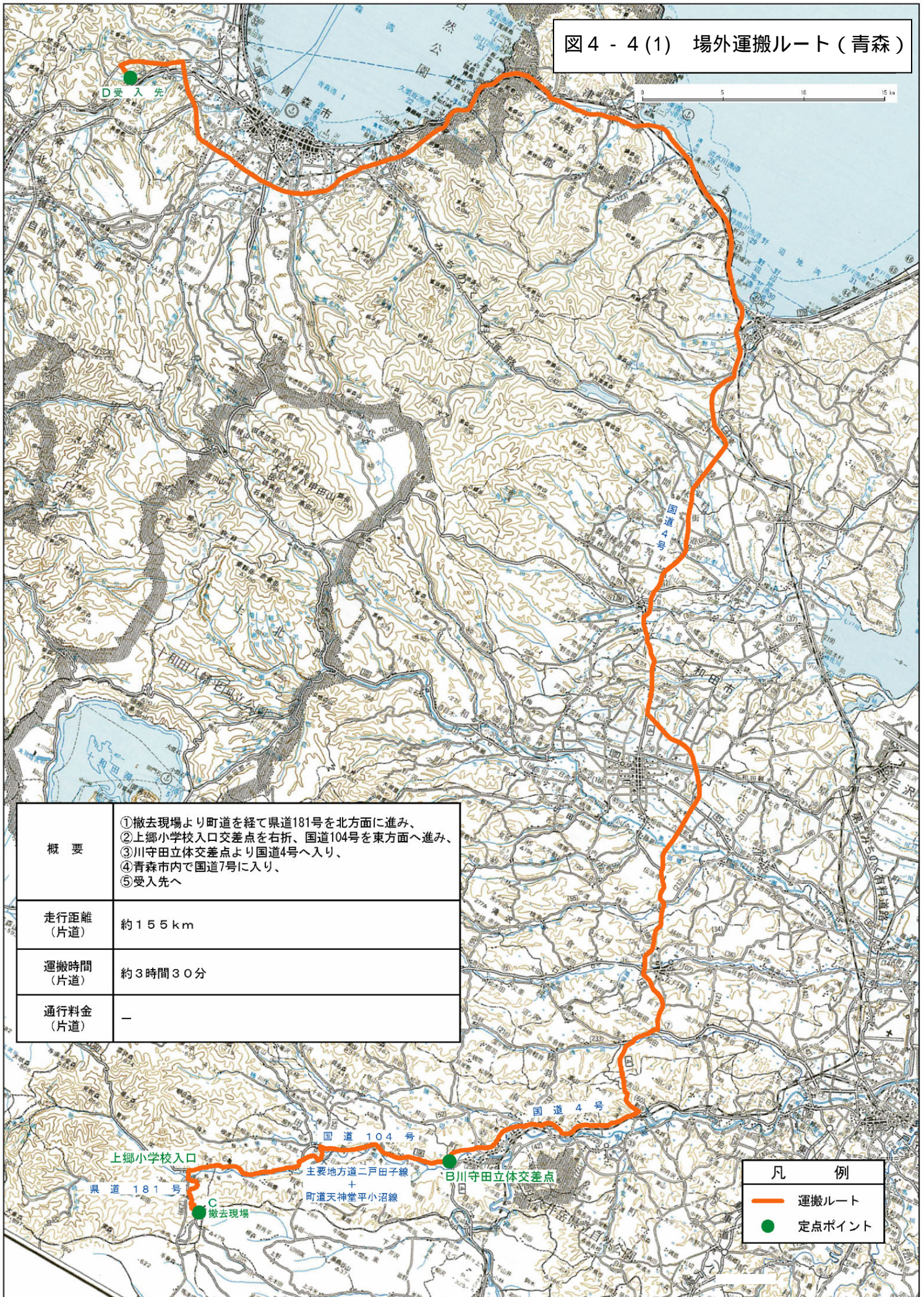
(優先車両)

スクールバス、定期バス及び患者送迎バスは、停車時であっても追い越してはならない。

生徒の乗降中は注意すること。特に降車後は道路を横断する生徒がいることが想定されるので、気をつけること。

田子町内は、4 月末～5 月及び 10 月中旬～11 月の農繁期は、農耕車両(トラクター等)が多く走行するため、注意して走行すること。

図4 - 4 (1) 場外運搬ルート(青森)



概要	①撤去現場より町道を経て県道181号を北方面に進み、 ②上郷小学校入口交差点を右折、国道104号を東方面へ進み、 ③川守田立体交差点より国道4号へ入り、 ④青森市内で国道7号に入り、 ⑤受入先へ
走行距離 (片道)	約155km
運搬時間 (片道)	約3時間30分
通行料金 (片道)	—

凡 例	
	運搬ルート
	定点ポイント

図4-4(2) 場外運搬ルート(八戸)



概要	①撤去現場より県道181号を北方面に進み、 ②道前丁字路を右折、国道104号を東方面へ進み、 ③三戸町川守田立体交差点より国道4号線へ入り、 ④受入先へ
走行距離 (片道)	約60km
運搬時間 (片道)	約1時間40分
通行料金 (片道)	—

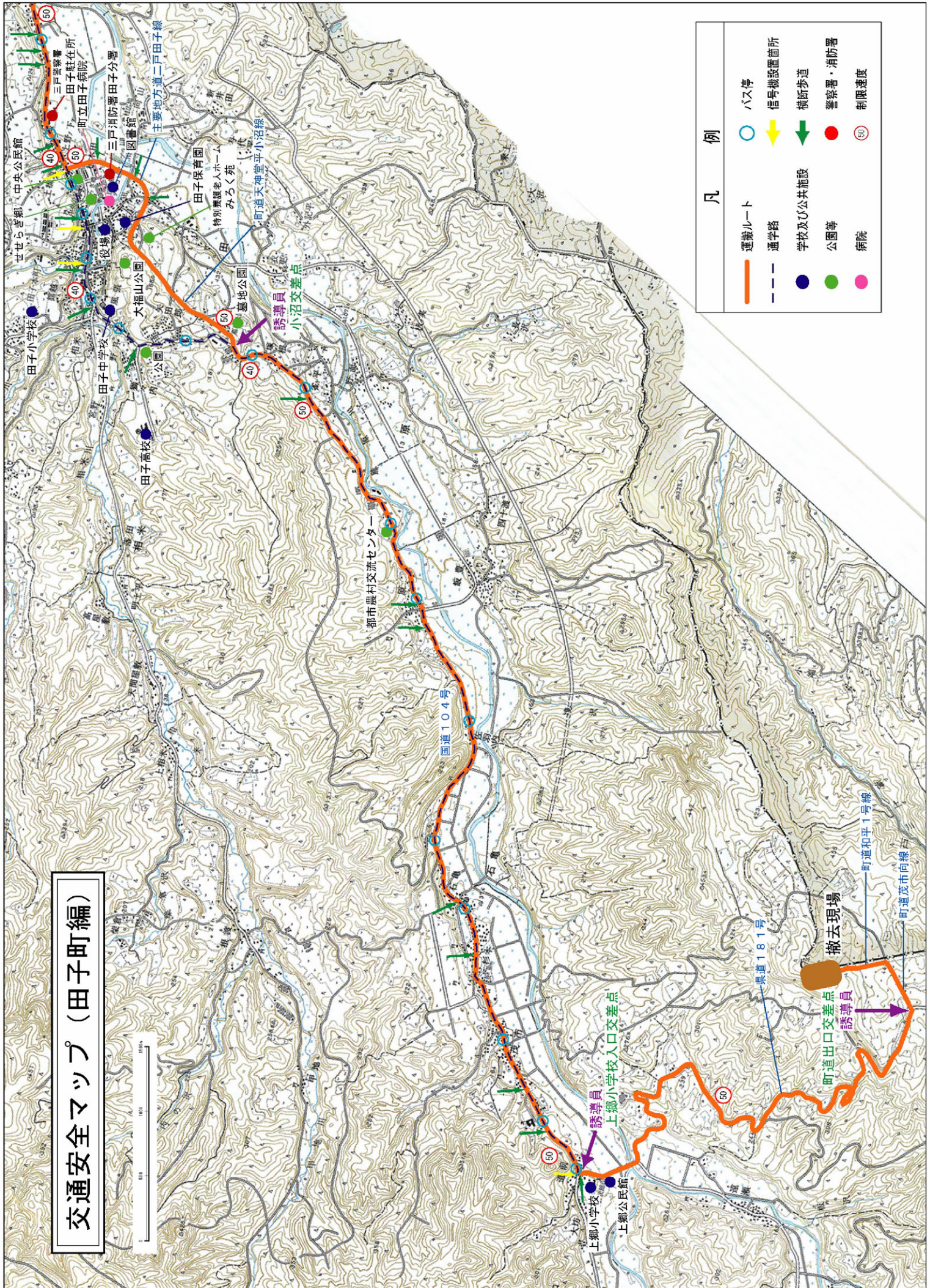
凡 例

— 運搬ルート

● 定点ポイント

100m

交通安全マップ（田子町編）



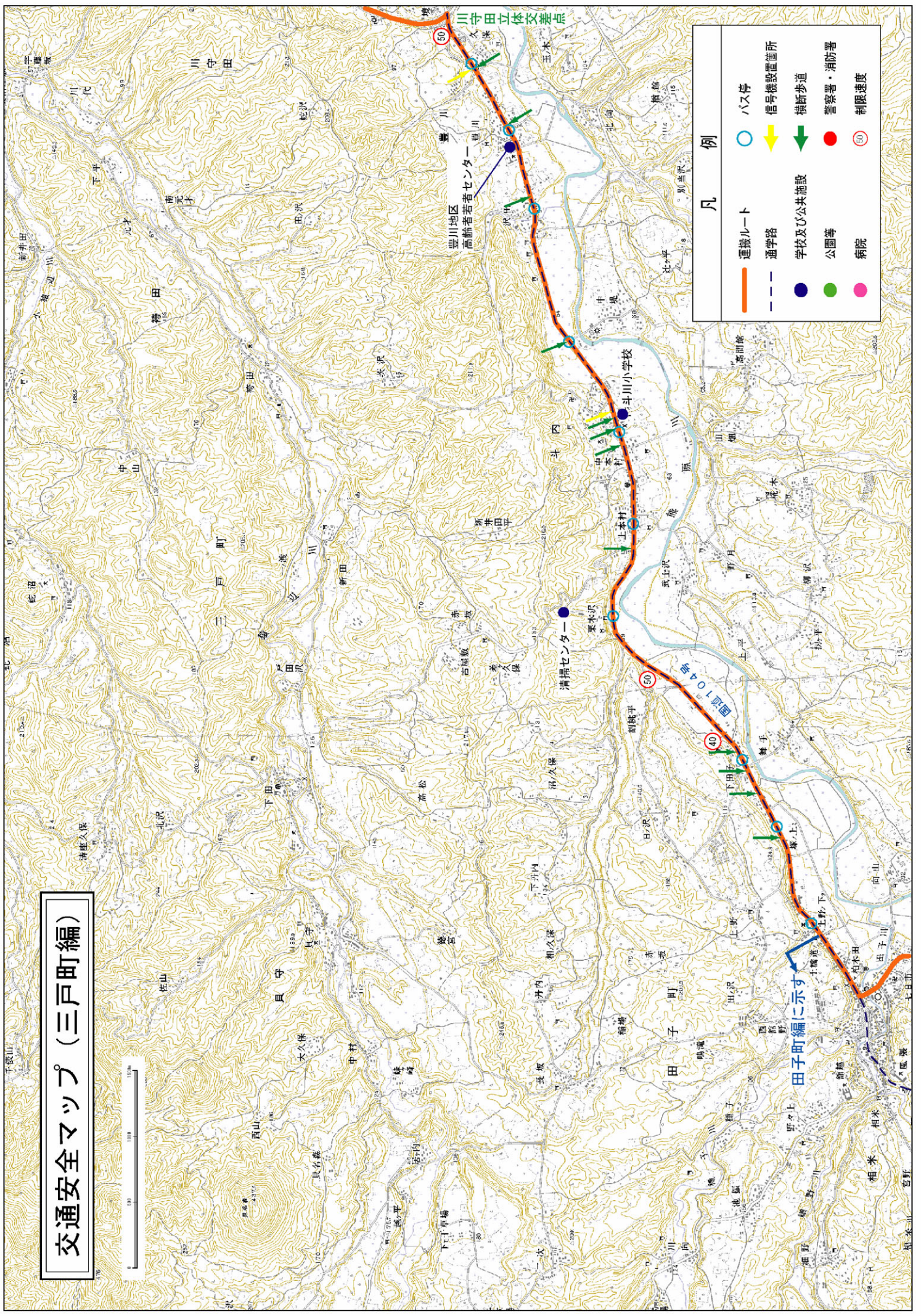
凡 例

運搬ルート	バス停
通学路	信号機設置箇所
学校及び公共施設	横断歩道
公園等	警察署・消防署
病院	制限速度

交通安全マップ (三戸町編)



凡例	
	運搬ルート
	バス停
	通学路
	信号機設置箇所
	横断歩道
	学校及び公共施設
	公園等
	病院
	警察署・消防署
	制限速度



田子町・三戸町内 運搬車両通行ルート

